

2021年
1月28日号

サステナビリティと日本企業の海外進出 —ビジネスと人権③ 英国現代奴隷法の強化と「現代奴隷」の解説— 執筆者: 渡邊 純子

今月 12 日、英国外相は、カナダ政府と共同して、中国のウイグル自治区で国際的に問題視されている少数民族に対する強制労働等の人権侵害に、自国の企業及び公共団体が加担・関与しないよう、新たな措置を導入することを公表しました。当該措置には、特定の製品の輸出管理や、ウイグル自治区とのリンクを通じて企業が直面するリスクに係るガイドライン公表の他、2015 年に施行された**現代奴隷法への違反に対する罰則導入**も含むこととされています¹。今回の公表自体は、ウイグル自治区での人権侵害に関して昨年より世界的に批判が高まっている状況を踏まえたものといえますが、これに先立って、**昨年 9 月には英国内務省から現代奴隷法の改正に関する方針が公表**されています。今回は、①世界における現代奴隷の状況、②現代奴隷の類型・定義・ビジネスとの関連、③英国現代奴隷法の改正、④日本企業への影響についてまとめて解説します。

1. 世界における現代奴隷の状況

「奴隷」というと歴史の教科書で学習した過去のものとしてイメージされることが多いものの、**現代における奴隷は歴史上かつてない程の数**に上ります。15 世紀から 19 世紀にかけて奴隷とされた人数が約 1,300 万人であるのに対し²、現代奴隷の数は保守的に見積もってその 3 倍以上の約 4,030 万人とされており³、**世界の約 200 人に 1 人が現代奴隷**という計算になります⁴。欧州諸国による植民地時代に見られた直接的な身体的拘束を伴う形から、必ずしもこれを伴わない複雑な形態に変容しつつ、現代にお

¹ 'UK Government announces business measures over Xinjiang human rights abuses' (12 Jan 2021) <<https://www.gov.uk/government/news/uk-government-announces-business-measures-over-xinjiang-human-rights-abuses>>, 'Canada announces new measures to address human rights abuses in Xinjiang, China' (12 Jan 2021) <<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2021/01/canada-announces-new-measures-to-address-human-rights-abuses-in-xinjiang-china.html>>

² Slave Voyages website, 'Trans-Atlantic Slave Trade - Estimates' <<https://www.slavevoyages.org/assessment/estimates>>

³ International Labour Organization (ILO) & Walk Free Foundation 2017, 'Methodology of the global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage' (19 Sep 2017) <https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_586127/lang-en/index.htm>

⁴ ILO website, 'Forced labour, modern slavery and human trafficking' <<https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/lang-en/index.htm>>

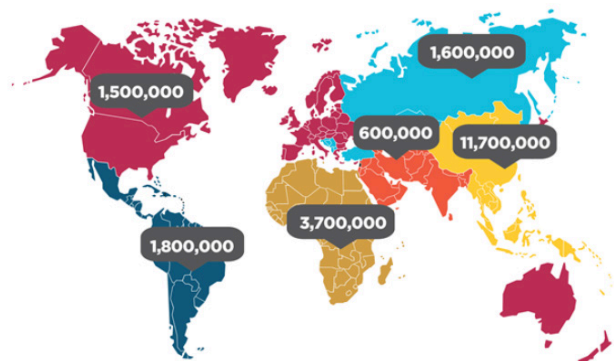
本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

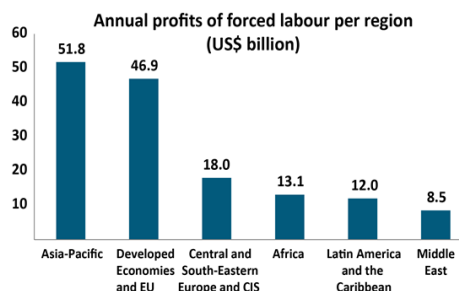
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

いても多くの奴隷が存在しています。

以下は、「現代奴隷」の中でも約 3 分の 2 の最大の割合を占める強制労働の被害者の、世界における分布図です(左下図)。近年の欧州及びコモンウェルス諸国を中心とした人権に関するハードロー策定の動き⁵から、日本とは遠い欧州での規制動向としてのみ捉えられてしまう場合もありますが、むしろ社会課題の実態としてはアジアにおける被害者数が世界で最も多い状況であり(次にアフリカが続きます)、強制労働から得られる年間違法利益の額もアジア太平洋地域が最大です(右下図)。途上国・新興国における問題が大きいのは、不十分な国内法の執行体制や汚職の蔓延に加え貧困率の高さが原因であり、コロナ危機により更に悪化していることが国連人権理事会の特別報告者からも指摘されています⁶。



Forced labour generates annual profits of US\$ 150 billion



(ILO “2012 Global estimate of forced labour Executive summary”) (ILO “Profits and poverty: The economics of forced labour”)

もっとも、これらの問題はグローバルサプライチェーンによって日本を含む先進国の多くの消費者にも繋がっている問題であり(携帯電話や服飾品、魚介類、コーヒーや化粧品など我々が日常的に触れる多くの商品にリスクが隠れています)、また、途上国・新興国から先進国への移動を伴う現代奴隷の人身売買も存在します(特に欧州は国境を越える人身売買の主要な目的地であり、英国現代奴隷法の策定もそのような背景に基づくものです)。2019年10月、ロンドン近郊でベルギーの港経由で運ばれて来た冷凍コンテナの中にベトナム人39名の遺体が発見された悲痛な事件⁷は、被害者の身元・国籍がベトナム人と判明する前後を含めて英国では当時連日報道され、筆者自身も大きな衝撃を受けました。更に、東南アジアから日本に渡航する外国人技能実習生はその多くが強制労働の被害者であると国際的に批判されており、日本国内で発生する問題でもあることを忘れないようにしたいところです。

このように、現代奴隷は今日では真にグローバルな問題であり、かつ、強制労働の被害者の約90%が民間経済の中で生まれています⁸。現代奴隷の撲滅はSDGsのターゲット8.7にも明示的に掲げられており、本稿の最後に述べるESG投資の文脈における機関投資家の人権重視の動きも踏まえると、単なる欧州の規制リスクとしてだけではなく日本企業が一般に事業を行う上で無視できない経営リスクに直結すること、裏返せば適切な対応をとることで今後は国際競争力の向上にも繋がる課題であることを念頭に置く必要があります。

⁵ 当事務所アジアニューズレター2020年11月20日号「サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権②コーポレート・デューデリジェンス及びコーポレート・アカウンタビリティに関するEUの新指令 -」参照。




⁶ Human Rights Council, ‘Impact of the coronavirus disease pandemic on contemporary forms of slavery and slavery-like practices’ (4 Aug 2020) <<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G20/201/21/PDF/G2020121.pdf?OpenElement>>

⁷ リスクを侵して移動中のコンテナの中で窒息死した被害者らは、より良い職を得るために犯罪組織の協力を得てベトナムからイギリスに渡ったとされていますが、捜査の結果、仮に生存していればイギリス到着後にはその多くが強制労働の対象となっていたであろうとされています(Amerila Gentleman, ‘After 39 Vietnamese trafficking victims died in UK, has anything changed?’ (The Guardian, 21 Dec 2020) <<https://www.theguardian.com/law/2020/dec/21/essex-lorry-deaths-vietnamese-trafficking-victims-died-uk-has-anything-changed>>).

⁸ ILO website, ‘Statistics on forced labour, modern slavery and human trafficking’ <<https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/policy-areas/statistics/lang-en/index.htm>>

2. 「現代奴隷」の類型・定義・ビジネスとの関連

英国現代奴隷法が対象とするいわゆる「現代奴隷(modern slavery)」には、①奴隷及び隷属(slavery and servitude)・強制労働(forced labour)及び②人身売買(human trafficking)に関する犯罪類型が含まれます。他人を奴隷又は隷属の状態に置く行為、強制労働を要求する行為及び人身売買は、現代奴隷法上犯罪となります。各類型に関する定義と、ビジネスに関連する具体例は以下のとおりです⁹。

類 型	定 義	具体例・ビジネスとの関連
奴隷及び隷属 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 奴隷: 他者に所有されているかのような状態で、自由を奪われた状態にある者の状況・状態(1926年奴隷条約)。 ■ 隷属: 強制力の行使によって、サービスを提供する義務を課せられている状況を指し、「奴隷」として他人の財産に依拠して生活することを強いられ当該状態を変えることができない状態を含みます。 	<p>代表的には、農業・建設業・食品加工業・運送業・製造業・サービス業等における長時間・低賃金又は無給労働が強制労働の形態として問題になり得ます。</p> <p>・タイの漁船上で蔓延している水産業における集団的な強制労働 → キャットフードの原材料とサプライチェーン上で繋がっている事実の不開示について消費者法違反を理由にネスレがカリフォルニアで提訴された集団訴訟</p>
強制労働 	<p>暴力による直接的な脅し又はより微妙な形式により強制される労働(1930年ILO強制労働条約)。ペナルティを課せられるという脅威に基づき、ある者に対して仕事やサービスが(自発的ではなく)強要されていることが重要な要素となります。</p>	<p>・中国ウイグル地区のイスラム系少数民族を対象とする強制収容施設での労働 → サプライチェーン上の繋がりをオーストラリアのシンクタンクから指摘されたファッションブランド H&M が、中国のサプライヤーとの取引停止を公表</p>
人身売買 	<p>他人が搾取されることを予期しつつ、当該者の移動の手配や仲介を行うこと(被害者がより良い生活や仕事を得られるとの約束により騙されている場合や、成人から誘われた児童である可能性を踏まえ、被害者自身が移動に同意している場合も犯罪となります)。</p>	<p>人身売買の60%が最低でも一回は国境を超えて行われていると言われており、航空業界等も関与リスクが大きいとされます。 → 日本で最初の人権報告書を発行したANAホールディングスの報告書でも取組内容を開示¹⁰</p>

現代奴隷を含め、人権侵害の有無は外観から一見して解りにくいところが難しい点であり、デューデリジェンスの過程でサプライヤーやその労働者に対して正面から現代奴隷の実態の有無を尋ねても、隠されてしまうことも往々にしてあります。労働者との工夫を凝らした直接の対話や、外部のステークホルダーとの連携等を通じて、発見に向けて地道に取り組んでいくことが必要となります。現代奴隷を発見するヒントとなり得る確認事項には様々なものがありますが、一例として、パスポートを他人に保管されている(人身売買を行う犯罪集団に取り上げられている例が多いため)、家族や友人等との接点を保てていない、勤務地における現地語が話せない、在留資格に関する質問に答えようとなし、雇用契約を締結していない、自身の銀行口座にアクセスできない等が挙げられます。

3. 英国現代奴隷法の改正の方針

昨年9月22日に英国内務省から公表された「サプライチェーンの透明性に関する意見聴取に対する政府回答」(以下「本政府回答」といいます)¹¹では、現行奴隷法を以下のとおり改正することが示されています(以下「本改正」といいます)。これは2019年7月

⁹ Home Office, 'Statutory guidance Transparency in supply chains: a practical guide' (2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide#the-modern-slavery-act-2015>

¹⁰ ANA ホールディングス株式会社「人権報告書 2020」
https://www.ana.co.jp/group/csr/effort/pdf/Human_Rights_Report_2020.pdf

¹¹ Home Office, 'Transparency in supply chains consultation Government response' (22 Sep 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/919937/Government_response_to_transpare

から 9 月にかけて行われた意見聴取の結果を考慮して決定された方針ですが、制定から 5 年を経たタイミングでコロナ危機が重なり、奇しくも現代奴隷を利用した犯罪が急速に増加していることも、このタイミングでの公表の妥当性を裏付けるものといえます（本政府回答では、「世界中に『隠れたリスク』が、現代奴隷という形で英国に一層持ち込まれている」と表現されています）。**本改正を通じ、より強制力を伴って企業等の透明性の高い取組みを促進することが意図**されています。

具体的な改正時期は現時点では示されておらず、「議会の承認が得られ次第」のみとしか公表されていません。もっとも、特に以下 3.1 に関し、人権に関する取組みは一朝一夕には達成できないため、本法により報告義務を負う企業は、以下の改正方針を踏まえた準備を進めておくことが重要です。

3.1 報告内容の義務化

現行現代奴隷法では、現代奴隷及び人身売買に関する声明(以下「報告書」といいます)の内容として、以下の内容の開示を行うことが「できる」とされており、政府のガイドラインではこれらの開示が推奨されているものの、開示項目の判断は各報告者に委ねられています¹²。実際に、意見聴取の中で下記の項目を全て開示していると回答した回答者は、50%のみに留まっています¹³。この点の不十分性を踏まえて、**本改正によって以下 6 つの項目の開示が義務化**されることになります¹⁴。

- (開示を行う企業等の)組織の構造・事業内容・サプライチェーン
- 現代奴隷及び人身売買に関する方針
- 自社の事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷及び人身売買に関するデューデリジェンスのプロセス
- 自社の事業及びサプライチェーンにおける現代奴隷及び人身売買に関するリスクの所在、及び当該リスクを評価・管理するために行った措置の内容
- 自社が適切と考えるパフォーマンスの測定指標に照らした、自社の事業及びサプライチェーンにおいて現代奴隷及び人身売買が発生していないことを確保するための措置の有効性
- 現代奴隷及び人身売買に関する社員研修の実施状況

なお、本政府回答によれば、上記項目の開示を強制としつつも、**各項目につき何も措置がとられていない場合にはその旨を明確に述べることは許容**されており、本改正によってもデューデリジェンス等の措置をとること自体が義務として課されるものではありません。但し、**その場合には何も措置がとられていない理由も開示することが推奨**されており、また、本改正により他社の開示内容との比較をより一層容易にすることが意図されていることに鑑みれば、実質的には何も措置をとっていないとの声明を出すことは本改正により一層難しくなることが見込まれます。

また、意見聴取の半数の回答者から追加項目(将来計画、発見された現代奴隷の具体例の開示、内部通報制度、外部パートナーとの協働状況等)の提案があったことを踏まえ、**開示が強制される内容に新たな項目が追加される可能性も示唆**されています。

3.2 国家ポータルへの導入

現行現代奴隷法では、ウェブサイトを有する企業は、当該ウェブサイト上で報告書を公表しなければならないこととされていますが¹⁵、**本改正により、政府が管理するポータルに提出することが求められる**ようになります。これは、下記 3.3 の報告時期の統一化とあわせて、**市民社会が、類似企業の開示内容との比較も含め、各企業の人権への取組状況を追跡・監視しやすくなることを目的として導入**されるものです。現代奴隷法は、企業の実効性を確保するためには公の場での市民社会の監視が重要であるとの発想に基づいているものであり、当該発想に基づき実効性を強化するための措置といえます。

[ncy_in_supply_chains_consultation_21_09_20.pdf](#)>

¹² 英国現代奴隷法 54 条 5 項

¹³ 本政府回答参照。724 の回答者全体に占める割合です。

¹⁴ 但し、本政府回答によれば、複数の項目を一つにまとめる等、項目分けについては新たな形式とされる可能性が言及されています。

¹⁵ 英国現代奴隷法 54 条 7 項

3.3 報告時期の統一化

現行現代奴隷法では、各事業年度毎の報告書の公表が求められているものの、期限について統一的な規定はありません。**本改正により、(多くの英国企業が採用している事業年度にあわせて、)報告対象期間が4月1日～3月31日に統一され、当該期間終了から半年を経過した9月30日が毎年の報告期限とされることとなります。**

3.4 取締役会等による承認日・取締役の署名日と報告対象となる企業名の明記

現行現代奴隷法は、報告の主体が法人の場合、報告書について、取締役会又はその類似会議体による承認と、取締役又はそれに相当する者の署名を要求しています¹⁶。もともと、これらの手続が適正に得られているか否かが報告書からは不明確であることが多い現状に鑑み、**本改正により、当該承認日及び署名日の報告書への明記が求められるようになります。**

また、現行現代奴隷法では、同一グループ内の一つ以上の企業が同法による報告義務を負う場合、複数企業による共同声明という形式での報告を認めております。もともと、現行奴隷法上、当該共同声明を行う企業名の明記が求められておらず、グループ内のいずれの企業が対象となっているかの特定がしばしば困難であることに鑑み、**本改正では、同一グループ内の対象となる企業名の明記が求められるようになります。**

3.5 民事罰

現行現代奴隷法に関するガイドライン上は、同法で義務付けられる報告書の公表を企業が行わない場合に英国高等法院が強制履行命令を発することができることとされていますが¹⁷、報告書を開示していない場合に直ちに民事罰の対象となることとはされていません。上記3.1で述べた開示項目の不十分性の他、このように**現行法には「強制力」がなく実効性を欠く規制になってしまっているという実態が、本改正の必要性に関する議論の発端ともなっています。**但し、意見聴取によりもともと意見が割れたのが、上限の設定要否も含む罰則の導入の要否についてであり、本政府回答では、この点は引き続き検討するという結論とされてきました。もともと、本稿冒頭に記載したとおり、**今月半ばに英国外相から公表された新たな措置として、現代奴隷法に基づく報告義務に違反した場合の罰則の導入が明確に言及されています。**具体的な額や上限の有無は現時点では未公表です。

3.6 公共団体に対する義務付け

現行現代奴隷法は法人を含む商業組織のみを対象としておりますが¹⁸、本改正により、年間3,600万ポンド以上の予算を有する公共団体も対象に含まれることとなります。

¹⁶ 英国現代奴隷法 54条6項a

¹⁷ 英国現代奴隷法 54条11項。政府発行の実務ガイドによれば、当該命令に従わない場合には法廷侮辱罪として無制限の罰金の対象となる旨示されています。

¹⁸ 英国現代奴隷法 54条12項

4. 日本企業に対する影響

現代奴隷法に基づき報告義務を負う企業は、英国国内で事業の一部又は全部を行い¹⁹、商品の供給又はサービスを提供している年間 3,600 万ポンド以上の売上高を有する企業とされています²⁰。この要件を満たし、直接現代奴隷法上の報告義務を負う企業は、本改正の方針に即した開示が行えるように速やかに準備を進める必要があります。他方で、**現代奴隷法に基づき直接の報告義務を負わない日本企業であっても、当該義務を負う企業とサプライチェーン上で繋がりを有する場合には、当該企業のサプライヤーとして、当該企業が実施する人権デューデリジェンスのプロセスに組み込まれ、自社及びそのサプライヤーにて奴隷労働及び人身売買が行われていないことを求められる可能性があることに留意が必要です(人権デューデリジェンスの実施を要求される可能性も含みます)。**

更にいえば、上記の関連性を有さなくても、国連とのパートナーシップによる投資家イニシアチブ PRI(責任投資原則)が、今後数年の間に、署名機関の半数に「ビジネスと人権に関する指導原則」²¹(ビジネスと人権に関する基本原則を定めるものです)を実施させ、4 年目には全署名機関に人権を尊重させる旨の計画を発表していることにも注目が重要です²²。**機関投資家のダイベストメントのリスクと、逆に人権リスクに適切に対処した場合に投資を呼び込める国際競争力の向上効果**は、数年以内に日本でも更に顕著なものになるでしょう。

英国は世界で初めて奴隷法を制定した国ですが、EU とは異なる政策としての冒頭に述べたウイグル問題に関するカナダとの共同声明に現れるように、2020 年 12 月 31 日の経過をもってブレグジットが正式に完了した今、新たなスタートとしていわばこれからは本番というところです。前回の記事²³で紹介した EU の法制化の動きにも注視が必要ですが、英国が、大陸を跨いで世界中に有するカナダやオーストラリアを含む「コモンウェルス」の国々との結び付きを通じた国際社会への影響力も、今後更に存在感を増すことが予想されます。世界における人権に関するハードロー化の動きも 2021 年には一層加速することが見込まれます。



わたなべ じゅんこ
渡邊 純子

西村あさひ法律事務所 弁護士

j.watanabe@plusjurists.co.jp

2011 年弁護士登録、2012 年西村あさひ法律事務所入所。国内外のコーポレート業務一般に関する経験を経て、ベトナムその他東南アジア諸国における M&A、一般企業法務、当局対応、労務、紛争対応、規制調査等、日系企業の東南アジア諸国への進出案件や進出後の事業展開に関する業務に幅広く携わる。2020 年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス修士課程修了(国際人権法専攻)。2020 年 9 月より Ashurst LLP ロンドンオフィスにて研修中。International Bar Association Business Human Rights (BHR) Committee /Human Rights Law Committee 委員。

¹⁹ 「事業を行なっている」と判断される明確な基準は法定されておらず、英国政府はこれを常識によって判断すべきという立場をとっていますが、政府のガイダンスによれば、英国において商業登記を行っている場合やオフィスを有している場合の他、英国国内においてサービス又はサポート機能を提供している場合、収入を得ている場合、ウェブサイト等の目に見える形を通じて英国国内における事業の存在があるとされる場合等が挙げられています。

²⁰ 英国現代奴隷法 54 条 2 項・12 項

²¹ 概要は「[サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権① 総論 -](#)」をご参照ください。

²² PRI website 'Why and how investors should act on human rights' (22 Oct 2020)
<<https://www.unpri.org/human-rights-and-labour-standards/why-and-how-investors-should-act-on-human-rights/6636.article>>

²³ 脚注 5

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>